

天川村空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天川村における空き家の有効活用を通して、本村への定住促進による地域の活性化を図るため、天川村空き家バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）村内に存在する建物をいう。ただし、賃貸及び分譲等の営利を目的とする建物（一戸建てを除く。）を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸借を行うことができる者をいう。ただし、仲介等を目的とした業務を行う者を除く。
- (3) 利用希望者 天川村空き家バンクの情報を受け、空き家の利用を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク 所有者等から申込を受けた情報を登録し、利用希望者に対し提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込)

第4条 空き家の登録を受けようとする所有者等は、天川村空き家バンク登録申込書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定の登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、天川村空き家バンク登録台帳に登録するものとする。
- 3 村長は、前項の規定による登録を完了したときは、天川村空き家バンク登録完了通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(空き家の登録事項変更の届出)

第5条 前条第3項の通知を受けた所有者等は、当該登録事項に変更があったときは速やかに天川村空き家バンク登録事項変更届出書（様式第3号）を村長に届け出なければならない。

(空き家の登録取消)

第6条 村長は、第4条第2項の規定による登録をした空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、天川村空き家バンク登録台帳の当該空き家に関する登録を抹消するとともに、天川村空き家バンク登録抹消通知書（様式第4号）を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家登録者から天川村空き家バンク登録抹消届出書（様式第5号）が村長に提出されたとき。

- (2) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) その他村長が天川村空き家バンク登録台帳から抹消する必要があると認めたととき。

(利用希望者の登録申込)

第7条 利用希望者は、天川村空き家バンク利用希望者登録申込書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたとときは、天川村空き家バンク利用登録完了通知書（様式第7号）により当該申込者に通知する。

(利用登録者に係る登録事項変更の届出)

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、天川村空き家バンク利用登録事項変更届出書（様式第8号）により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

第9条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録者の登録を抹消するとともに、天川村空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第9号）を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (3) 天川村空き家バンク利用登録抹消届出書（様式第10号）の届出があったとき。
- (4) その他村長が適当でないと認めたととき。

(情報提供)

第10条 村長は、天川村空き家バンク登録台帳に登録された情報を公開し、利用希望者に提供するものとする。

(媒介行為等)

第11条 市長は、空き家に関する交渉及び売買契約並びに賃貸借契約等及びこれに付随して生じたトラブル等については一切これに関与しない。

(個人情報の保護)

第12条 空き家情報バンクに登録された個人情報の取り扱いについては、天川村個人情報保護条例（平成18年条例第13号）に定めるところによる。

- 2 所有者等、利用希望者は、空き家情報バンクにおける個人情報の取り扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が取り消された後においても、同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益もしくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(業務の委託)

第13条 村長は、空き家バンク事業の実施に係る事務の全部又は一部につい

て、相当と認める者（以下「運営主体」という。）に委託することができる。

2 前条の規定により運営主体に事業の運営を委託する場合において、第4条から第14条までの規定中「村長」とあるのは「運営主体」と、様式第1号から第10号までの規定中「天川村長」とあるのは「運営主体」と読み替えるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年2月8日から適用する。